

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例(平成7年3月16日条例第14号)

最終改正:令和元年9月27日条例第29号

改正内容:令和元年9月27日条例第29号[令和元年12月14日]

○川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

平成7年3月16日条例第14号

改正

平成8年3月29日条例第14号
平成9年3月31日条例第23号
平成10年3月24日条例第24号
平成12年9月27日条例第60号
平成13年6月27日条例第28号
平成15年9月26日条例第40号
平成15年12月19日条例第53号
平成23年9月26日条例第92号
平成24年3月27日条例第21号
平成25年9月26日条例第32号
平成29年12月26日条例第90号
平成30年3月29日条例第21号
平成30年6月26日条例第67号
平成30年12月25日条例第79号
平成31年3月18日条例第33号
令和元年9月27日条例第29号

川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例

目次

- 第1章 総則(第1条—第7条)
第2章 審議会等(第8条—第13条の6)
第3章 廃棄物の減量(第14条—第20条)
第4章 廃棄物の適正処理(第21条—第34条)
第5章 廃棄物処理手数料(第35条—第37条)
第6章 一般廃棄物処理業等(第38条—第47条の2)
第7章 地域環境の清潔保持(第48条—第50条)
第8章 雑則(第51条—第56条)
第9章 罰則(第57条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物を減量するとともに、廃棄物を適正に処理し、あわせて地域の清潔を保持することによって、生活環境の保全及び公衆衛生の向上並びに資源が循環して利用される都市の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、次項に定めるものを除き、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)及び浄化槽法(昭和58年法律第43号)の例による。

2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 家庭系廃棄物 家庭の日常生活に伴って生じた廃棄物をいう。
- (2) 事業系廃棄物 事業活動に伴って生じた廃棄物をいう。
- (3) 事業系一般廃棄物 事業系廃棄物のうち、産業廃棄物以外の廃棄物をいう。
- (4) 再生利用 活用しなければ不要となる物又は廃棄物を再び使用すること又は資源として利用することをいう。

(市長の責務)

第3条 市長は、あらゆる施策を通じて、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物の減量を推進するとともに、廃棄物の適正な処理を図らなければならない。

2 市長は、廃棄物の処理に当たっては、処理施設の整備及び作業方法の改善を図る等その能率的な運営をしなければならない。

3 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理に関する市民の自主的な活動を支援するよう努めなければならない。

4 市長は、第1項の責務を果たすため、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、市民及び事業者の意識の啓発を図るよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、及び再生利用を促進することにより廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、その事業系廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。

3 事業者は、廃棄物の減量及び適正な処理に関し、本市の施策に協力しなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、自ら廃棄物の減量に努めるとともに、本市の施策に協力しなければならない。

(指導又は助言)

第6条 市長は、廃棄物の減量及び適正な処理を確保するため、必要と認めるときは、市民及び事業者に対し、指導又は助言を行うことができる。

(減量及び処理の計画)

第7条 市長は、一般廃棄物の減量及び処理について、規則で定めるところにより、計画を定め、これを告示するものとする。

2 前項に規定する計画に重要な変更があったときは、その都度告示するものとする。

第2章 審議会等

(審議会の設置)

第8条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため、法第5条の7の廃棄物減量等推進審議会として、川口市廃棄物対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第9条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

(審議会の委員)

第10条 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 市議会議員

(3) 市民

(4) 事業者

(5) 関係行政機関の職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(審議会の委員の任期)

第11条 審議会の委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第12条 第8条から前条までに定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(推進員)

第13条 市長は、法第5条の8の廃棄物減量等推進員として、川口市クリーン推進員(以下「推進員」という。)を委嘱する。

2 前項に定めるもののほか、推進員に関し必要な事項は、規則で定める。

(委員会の設置)

第13条の2 法第8条の2第1項第2号(第9条第2項において準用する場合を含む。)及び法第15条の2第1項第2号(第15条の2の6第2項において準用する場合を含む。)に掲げる事項その他廃棄物処理施設に関し必要な事項について調査審議するため、川口市廃棄物処理施設専門委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第13条の3 委員会は、委員5人以内をもって組織する。

(委員会の委員)

第13条の4 委員会の委員は、廃棄物の処理並びに大気質、騒音、振動、悪臭、水質及び地下水に関する事項について専門的知識を有する者のうちから市長が委嘱する。

(委員会の委員の任期)

第13条の5 委員会の委員の任期は、2年とする。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第13条の6 第13条の2から前条までに定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 廃棄物の減量

(市長の減量義務)

第14条 市長は、資源物(市長が行う家庭系廃棄物の収集において、再生利用を目的として他の家庭系廃棄物と分別して収集する物をいう。以下同じ。)の分別収集、廃棄物の処理施設における資源の回収等を行うとともに、物品の調達に当たっては、再生品を使用すること等により、自ら廃棄物の減量に努めなければならない。

(事業者の減量義務)

第15条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、長期間使用可能な製品の開発、製品の修理体制の確保等廃棄物の発生の抑制に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 事業者は、再生利用を促進するために必要な措置を講ずることにより、その事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

3 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再生資源(資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)第2条第4項に規定する再生資源をいう。)、再生部品(同条第5項に規定する再生部品をいう。))及び再生品を利用する

よう努めなければならない。

(適正包装の推進等)

第16条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、自ら包装、容器その他の物（以下「容器等」という。）に係る基準を設定すること等により、その容器等の適正化を図り、廃棄物の発生の抑制に努めなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、再び使用することが可能な容器等の普及に努め、使用後の容器等の回収策を講ずること等により、その容器等の再生利用を促進しなければならない。

3 事業者は、市民が商品の購入等に際して、当該商品について適正な容器等を選択できるよう努めるとともに、市民が容器等を不要とし、又はその返却をする場合には、その回収に努めなければならない。

(事業用建築物の所有者等の義務)

第17条 事業用の建築物で規則で定めるもの（以下「事業用建築物」という。）の所有者は、市長の指示に従い、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物を減量しなければならない。

2 事業用建築物の所有者は、当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する業務を担当させるため、規則で定めるところにより、廃棄物管理責任者を選任し、その旨を市長に届け出なければならない。

3 事業用建築物の所有者は、規則で定めるところにより、廃棄物の減量に関する計画書を作成し、市長に提出しなければならない。

4 事業用建築物の所有者は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置するよう努めなければならない。

5 事業用建築物の占有者は、当該建築物から生ずる事業系一般廃棄物の減量に関し、事業用建築物の所有者に協力しなければならない。

6 事業用建築物を建設しようとする者（以下「事業用建築物の建設者」という。）は、当該建築物又は敷地内に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業用建築物の建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(勧告及び措置命令)

第18条 市長は、事業用建築物の所有者が前条第1項、第2項（届出に関する部分を除く。）若しくは第3項（提出に関する部分を除く。）の規定に違反していると認めるとき、又は事業用建築物の建設者が同条第6項前段の規定に違反していると認めるときは、当該事業用建築物の所有者又は当該事業用建築物の建設者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた事業用建築物の所有者又は事業用建築物の建設者がその勧告に従わなかったときは、当該事業用建築物の所有者又は当該事業用建築物の建設者に対し、期限を定めて、当該違反に係る必要な措置を命ずることができる。

(公表及び受入拒否)

第19条 市長は、前条第2項の規定により命令を受けた事業用建築物の所有者又は事業用建築物の建設者がその命令に従わなかったときは、その旨を公表し、及び当該建築物から排出される事業系一般廃棄物の本市の処理施設への受入れを拒否することができる。

(市民の減量義務)

第20条 市民は、廃棄物の発生を抑制し、再生利用を図り、その生じた廃棄物を自ら処分するよう努めなければならない。

2 市民は、資源物の分別を行うとともに、集団資源回収その他の再生利用を促進するための市民の自主的な活動に参加し、又は協力するよう努めなければならない。

3 市民は、商品を選択するに際しては、当該商品の内容及び容器等が廃棄物になった場合を勘案し、廃棄物の減量及び環境の保全に配慮した商品を選択するよう努めなければならない。

第4章 廃棄物の適正処理

(処理)

第21条 市長は、第7条の規定により定めた計画に従い、家庭系廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに処理しなければならない。

2 市長は、家庭系廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の処分を行うものとする。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(土地又は建物の占有者の義務)

第22条 土地又は建物の占有者（占有者がいない場合は、管理者とする。以下この章、第35条、第36条及び第53条において「占有者」という。）は、第7条の規定により定められた計画に従い、その土地又は建物内の家庭系廃棄物を分別し、袋に収納して所定の場所に排出しなければならない。

2 占有者は、家庭系廃棄物を収納する袋について、家庭系廃棄物が飛散し、流出し、及びその悪臭が発散しないようにするとともに、当該袋を排出する所定の場所を常に清潔にしておかななければならない。

(排出禁止物)

第23条 占有者は、市長が行う家庭系廃棄物の収集に際して、次に掲げる家庭系廃棄物を排出してはならない。

(1) 有害性のある物

(2) 危険性のある物

(3) 引火性のある物

(4) 著しく悪臭を発する物

(5) 特別管理一般廃棄物に指定されている物

(6) 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の処理を著しく困難にし、又は処理施設の機能に支障が生ずる物

2 占有者は、前項各号に掲げる家庭系廃棄物を処分しようとするときは、市長の指示に従わなければならない。

(家庭系廃棄物の受入基準等)

第24条 占有者は、家庭系廃棄物を市長の指定する処理施設に自ら運搬する場合には、規則で定める受入基準に従わなければならない。

2 市長は、占有者が前項に定める受入基準に従わない場合には、当該家庭系廃棄物の受入れを拒否することができる。
(動物の死体)

第25条 占有者は、その土地又は建物内の動物の死体を自ら処分できないときは、遅滞なく市長に届け出て、その指示に従わなければならない。

(改善命令)

第26条 市長は、占有者が第22条の規定に違反していると認めるときは、その占有者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(資源物の持去りの禁止)

第26条の2 第22条第1項の規定により所定の場所に排出された資源物の所有権は、市に帰属する。この場合において、市又は当該資源物を収集し、運搬する者として市が指定する者以外のものは、当該資源物を収集し、又は運搬してはならない。

(事業系一般廃棄物の処理)

第27条 事業者は、第7条の規定により定められた計画に従い、事業系一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに自ら運搬し、若しくは処分し、又は廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分を業として行うことのできる者に運搬させ、若しくは処分させなければならない。

2 事業者は、その事業系一般廃棄物を自ら運搬し、又は処分するときは、第21条第3項に規定する規則で定める基準に従わなければならない。

3 事業者は、その事業系一般廃棄物の処理に当たっては、再生、破碎、圧縮、焼却、脱水等の処理(以下「中間処理」という。)を行うことにより、その減量を図らなければならない。

4 市長は、事業者に対し、特に必要があると認めるときは、その事業系一般廃棄物をあらかじめ中間処理して排出するよう命ずることができる。

5 市長は、事業者に対し、その事業系一般廃棄物を分別して排出するよう命ずることができる。
(事業系一般廃棄物等の保管場所)

第28条 規則で定める事業者は、その建物又は敷地内に再生利用の対象となる物及び事業系一般廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、事業者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 前項に定める保管場所は、規則で定める基準に適合するものでなければならない。
(処理困難性の自己評価等)

第29条 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器その他の物(以下「製品等」という。)が廃棄物となった場合における処理の困難性についてあらかじめ自ら評価し、適正な処理が困難にならないような製品等の開発を行うこと、その製品等に係る廃棄物の適正な処理方法について情報を公表すること等により、その製品等が廃棄物となった場合においてその適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

(適正処理困難物の指定等)

第30条 市長は、製品等が廃棄物となった場合に、その適正な処理が困難となる物(以下「適正処理困難物」という。)を指定し、これを告示することができる。

2 市長は、前項の規定により指定された適正処理困難物の製造、加工、販売等を行う事業者に対し、回収その他の措置を講ずるよう指示することができる。

3 事業者は、前項の規定による指示に従い、自らの責任において適正処理困難物の回収その他の措置を講じなければならない。

(勧告及び措置命令)

第30条の2 市長は、第27条第1項若しくは第2項又は第28条第1項前段の規定の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨の勧告をすることができる。

(1) 第53条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第54条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

2 市長は、前項の規定により勧告を受けた者が正当な理由なくこれに従わないときは、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(改善命令)

第31条 市長は、事業者が第27条第1項若しくは第2項又は第28条第1項前段の規定に違反していると認めるときは、その事業者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を命ずることができる。

(準用)

第32条 第21条第1項及び第24条の規定は、事業系一般廃棄物の処理について準用する。

(一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物)

第33条 市長は、一般廃棄物の処理又はその処理施設の機能に支障が生じない範囲内において、一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理を行うことができる。

2 市長は、前項に規定する一般廃棄物と併せて処理することが必要と認める産業廃棄物の処理について、第7条に規定する計画に含めるものとする。

(準用)

第34条 第24条並びに第27条第3項及び第4項の規定は、一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の処理について準用す

る。

第5章 廃棄物処理手数料

(廃棄物処理手数料)

第35条 市長は、廃棄物の収集、運搬及び処分に関し、占有者及び事業者から、別表第1に掲げる廃棄物処理手数料を徴収する。

(動物死体処理手数料)

第36条 市長は、第25条の規定による届出に従い動物の死体を処理したときは、占有者から別表第1に掲げる動物死体処理手数料を徴収する。

(手数料の減免)

第37条 市長は、天災その他特別の理由があると認めるときは、第35条に規定する廃棄物処理手数料又は前条に規定する動物死体処理手数料を減額し、又は免除することができる。

第6章 一般廃棄物処理業等

(業の許可)

第38条 法第7条第1項の規定により、一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 法第7条第6項の規定により、一般廃棄物の処分を業として行おうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前2項の許可をしたときは、許可証を交付する。

(業の変更の許可)

第39条 法第7条の2第1項の規定により、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(処理基準)

第40条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、第21条第3項に規定する規則で定める基準に従い、一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分を行わなければならない。

(遵守義務)

第41条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 許可証を事務所又は事業所の見やすい場所に掲示すること。

(2) 許可証を他人に譲渡し、又は貸与しないこと。

(許可の取消し及び停止命令等)

第42条 市長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者(以下この条において「一般廃棄物処理業者」という。)がこの条例又はこの条例に基づく処分に反したときは、その許可を取り消し、又は期間を定めて、その事業の全部若しくは一部の停止若しくは市の処理施設への廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

2 市長は、一般廃棄物処理業者が次の各号のいずれかに該当するときは、市の処理施設への廃棄物の搬入の停止を命ずることができる。

(1) 一般廃棄物処理業者の事業の用に供する施設又は当該一般廃棄物処理業者の能力が法第7条第5項第3号又は同条第10項第3号に規定する基準に適合しなくなったとき。

(2) 法第7条第5項第4号イからルまでのいずれかに該当するに至ったとき。

(3) 法第7条第11項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

(4) 前3号に掲げるもののほか、法若しくは法に基づく処分に違反する行為(以下この号において「違反行為」という。)をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。

(許可証の再交付)

第43条 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(浄化槽清掃業の許可)

第44条 浄化槽法第35条第1項の規定により、浄化槽清掃業を営もうとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付する。

(許可証の譲渡等の禁止等)

第45条 浄化槽清掃業者は、許可証を他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

2 浄化槽清掃業者は、次のいずれかに該当するときは、直ちに市長に許可証を返納しなければならない。

(1) 浄化槽清掃業の許可を取り消されたとき。

(2) 浄化槽清掃業を廃止したとき。

(3) 浄化槽清掃業の許可の期間が満了したとき。

(許可証の再交付)

第46条 浄化槽清掃業者は、許可証を紛失し、又は毀損したときは、規則で定めるところにより、直ちに市長に届け出て再交付を受けなければならない。

(許可等の手数料)

第47条 法、浄化槽法並びに第43条及び前条の規定に基づき市長に別表第2の左欄に掲げる許可等の申請をしようとする者は、同欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める手数料を申請の際に納入しなければならない。

(手数料の不還付)

第47条の2 既納の手数料は、還付しない。

第7章 地域環境の清潔保持

(清潔の保持)

第48条 土地又は建物を占有し、又は管理する者は、その土地又は建物及びそれらの周囲の清潔を保ち、相互に協力して地域の生活環境を保全するよう努めなければならない。

2 何人も、公園、広場、道路、河川その他の公共の場所を汚してはならない。

3 前項に規定する公共の場所の管理者は、その管理する場所を清潔に保ち、みだりに廃棄物が捨てられないよう適正に管理しなければならない。

(空き地の管理)

第49条 空き地を所有し、又は管理する者は、その空き地にみだりに廃棄物が捨てられないよう、その周囲に囲いを設ける等これを適正に管理しなければならない。

2 前項に規定する者は、その空き地に廃棄物が捨てられたときは、その廃棄物を自らの責任で処理しなければならない。

(改善その他必要な措置)

第50条 市長は、前2条の規定に違反し、地域の生活環境を著しく害していると認められる者に対し、期限を定めて、改善その他必要な措置を求めることができる。

第8章 雑則

(開発事業に関する届出)

第51条 規則で定める開発事業を行おうとする者は、当該開発事業の計画の策定に当たっては、当該開発事業の完了後に当該区域から生じる廃棄物の適正な処理方法等について、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(共同住宅等における一般廃棄物等の保管場所)

第52条 規則で定める共同住宅、長屋又は一団の住宅(以下「共同住宅等」という。)を建設しようとする者(以下「共同住宅等建設者」という。)は、当該共同住宅等又はその敷地内若しくは近接する市長が適当と認める場所に規則で定める基準に従い、再生利用の対象となる物及び廃棄物の保管場所を設置しなければならない。この場合において、共同住宅等建設者は、当該保管場所について、規則で定めるところにより、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 規則で定める共同住宅等(一団の住宅を除く。)の所有者は、当該共同住宅等又はその敷地内若しくは近接する市長が適当と認める場所に規則で定める基準に従い、前項の保管場所を設置するよう努めなければならない。

(報告の徴収)

第53条 市長は、法第18条に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、占有者その他必要と認める者に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第54条 市長は、法第19条第1項に規定するもののほか、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、廃棄物の減量及び処理に関し、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(市が設置する一般廃棄物処理施設に置く技術管理者の資格)

第55条 法第21条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

- (1) 技術士法(昭和58年法律第25号)第2条第1項に規定する技術士(化学部門、上下水道部門又は衛生工学部門に係る第2次試験に合格した者に限る。)
- (2) 技術士法第2条第1項に規定する技術士(前号に該当する者を除く。)であって、廃棄物の処理に関する技術上の実務に従事した経験(以下「実務経験」という。)を1年以上有するもの
- (3) 2年以上法第20条に規定する環境衛生指導員の職にあった者
- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。次号において同じ。)又は旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学の理学、薬学、工学又は農学の課程において衛生工学(旧大学令に基づく大学にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した後、実務経験を2年以上有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学又は旧大学令に基づく大学の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、実務経験を3年以上有する者
- (6) 学校教育法に基づく短期大学(同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。次号において同じ。)若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治36年勅令第61号)に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学(旧専門学校令に基づく専門学校にあつては、土木工学。次号において同じ。)又は化学工学に関する科目を修めて卒業した(同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。次号において同じ。)後、実務経験を4年以上有する者
- (7) 学校教育法に基づく短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令に基づく専門学校の理学、薬学、工学、農学又はこれらに相当する課程において衛生工学又は化学工学に関する科目以外の科目を修めて卒業した後、実務経験を5年以上有する者
- (8) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校において土木科、化学科又はこれらに相当する学科を修めて卒業した後、実務経験を6年以上有する者
- (9) 学校教育法に基づく高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令に基づく中等学校において理学、工学、農学に関する科目又はこれらに相当する科目を修めて卒業した後、実務経験を7年以上有する者
- (10) 実務経験を10年以上有する者
- (11) 前各号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると市長が認める者

(委任)

第56条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 罰則

第57条 次の各号のいずれかに該当する者は、50,000円以下の過料に処する。

- (1) 第30条の2第2項の規定による命令に違反した者
- (2) 第31条の規定による命令に違反した者

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成7年7月1日から施行する。
(川口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の廃止)
- 2 川口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和46年条例第55号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。
(川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例の廃止)
- 3 川口市廃棄物処理事業運営審議会設置条例(昭和49年条例第40号)は、廃止する。
(経過措置)
- 4 この条例の施行前に旧条例の規定によってなされた処分、手続その他の行為は、この条例中これに相当する規定があるときは、当該相当規定によって行われたものとみなす。
(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 5 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)
(鳩ヶ谷市の編入に伴う経過措置)
- 6 鳩ヶ谷市の編入の前日に、編入前の鳩ヶ谷市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(昭和48年鳩ヶ谷市条例第27号。以下「編入前の鳩ヶ谷市条例」という。)の規定により行われた廃棄物の収集、運搬及び処分に係る手数料は、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。
- 7 編入前の鳩ヶ谷市の区域内における平成23年10月分のし尿処理に係る手数料については、なお編入前の鳩ヶ谷市条例の例による。

附 則 (平成8年3月29日条例第14号)

この条例は、平成8年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月31日条例第23号)

この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月24日条例第24号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年9月27日条例第60号)

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年6月27日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年9月26日条例第40号)

この条例は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第8条の改正規定、第13条第1項の改正規定及び第41条第3号を削る改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年12月19日条例第53号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成23年9月26日条例第92号)

この条例は、平成23年10月11日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日条例第21号)

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年9月26日条例第32号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第55条の改正規定は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例別表第1の1廃棄物処理手数料の表中特定処理廃棄物に係る規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に処理の申込みを受ける廃棄物に係る廃棄物処理手数料について適用し、施行日前に処理の申込みを受けた廃棄物に係る廃棄物処理手数料については、なお従前の例による。
- 3 施行日前に処理の申込みを受けた動物の死体に係る動物死体処理手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成29年12月26日条例第90号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。
(川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 川口市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和53年条例第9号)の一部を次のように改正する。
(次のよう略)

附 則 (平成30年3月29日条例第21号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月26日条例第67号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年12月25日条例第79号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月18日条例第33号)

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の川口市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後にされる届出に係る動物死体処理手数料について適用し、同日前にされた届出に係る動物死体処理手数料については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年9月27日条例第29号)

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

別表第1 (第35条、第36条関係)

1 廃棄物処理手数料

種別	取扱区分		単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考	
し尿	普通世帯		月額1世帯につき	480円		(1) くみ取りの回数は、原則として月2回とする。 (2) 別に市長が指定する改良便所を使用する世帯については、便槽1槽につき月額260円を加算して徴収する。	
			月額1人につき	220円			
	生活保護法(昭和25年法律第144号)により生活扶助を受けている世帯		月額1人につき	40円			
	事業所、寮その他多数の者が利用する施設		36リットルにつき	270円			
その他の廃棄物	家庭系廃棄物	特定処理廃棄物(市の処理施設では処理を行わない一般廃棄物のうち右欄に掲げるものをいう。以下同じ。)	スキー板、スノーボード、サーフボード、ウィンドサーフィンボード	1個につき	310円	310円	スキー板は2枚までを1個とする。
			アコーディオンカーテン	1個につき	310円	930円	
			スプリングマットレス、折り畳み式ベッド、電動式ベッド	1個につき	310円	1,550円	
	市長の指定する粗大ごみで市が収集及び運搬するもの(特定処理廃棄物を除く。)		1個につき	310円			
	市の処理施設に搬入されるもの(特定処理廃棄物を除く。)		重量10キログラムを超える場合その超えるもの10キログラムにつき			30円	10キログラム未満の端数があるときは、これを四捨五入するものとする。
	事業系一般廃棄物及び一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物		重量10キログラムにつき			220円	

2 動物死体処理手数料

種別	取扱区分	単位	収集及び運搬に関する手数料	処分に関する手数料	備考
動物の死体	犬、猫及びその他の動物	1体につき	1,140円	4,380円	1箇所から2体以上の動物の死体を収集又は運搬する場合は、1回を単位として手数料を徴収する。

別表第2 (第47条関係)

区分		1件当たりの手数料の額
法第7条第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可		4,400円
法第7条第2項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の許可の更新		4,400円
法第7条第6項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可		4,400円
法第7条第7項の規定に基づく一般廃棄物処分業の許可の更新		4,400円
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可		4,400円
法第7条の2第1項の規定に基づく一般廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可		4,400円
法第8条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	130,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	110,000円
法第9条第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可	法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設に係るもの	120,000円
	その他の一般廃棄物処理施設に係るもの	100,000円
法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定		33,000円
法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新		20,000円
法第9条の5第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可		94,000円
法第9条の6第1項の規定に基づく一般廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可		94,000円
法第12条の7第1項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定		147,000円
法第12条の7第7項の規定に基づく2以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る特例の認定に係る事項の変更の認定		134,000円
法第14条第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可		81,000円
法第14条第2項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の許可の更新		73,000円
法第14条第6項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可		100,000円
法第14条第7項の規定に基づく産業廃棄物処分業の許可の更新		94,000円
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可		71,000円
法第14条の2第1項の規定に基づく産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可		92,000円
法第14条の4第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可		81,000円
法第14条の4第2項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の更新		74,000円
法第14条の4第6項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可		100,000円
法第14条の4第7項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の許可の更新		95,000円
法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業の事業の範囲の変更の許可		72,000円
法第14条の5第1項の規定に基づく特別管理産業廃棄物処分業の事業の範囲の変更の許可		95,000円
法第15条第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	140,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	120,000円
法第15条の2の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の設置の許可に係る事項の変更の許可	法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設に係るもの	130,000円
	その他の産業廃棄物処理施設に係るもの	110,000円
法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定		33,000円
法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収施設の設置者の認定の更新		20,000円

法第15条の4において準用する法第9条の5第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けの許可	94,000円
法第15条の4において準用する法第9条の6第1項の規定に基づく産業廃棄物処理施設設置者である法人の合併又は分割の認可	94,000円
法第20条の2第1項の規定に基づく廃棄物再生事業者の登録	40,000円
浄化槽法第35条第1項の規定に基づく浄化槽清掃業の許可	4,400円
第43条又は第46条の規定に基づく許可証の再交付	1,400円